

保育園での投薬についてのお知らせ

保育園では、指導監督官庁の指示により原則的に薬（かぜ薬等）はお預かりできません。医師の依頼により昼間に飲まなければならない場合（例・慢性疾患等）のみに薬をお預かりし、保護者の代わりとして保育園側で投薬をおこないます。

上記に伴い投薬が必要な場合、一回分を医師の指示が確認できる袋に入れて「※お薬依頼書」（別紙）を添えて、必ず職員に投薬の説明をおこなってから、手渡してください。

「※お薬依頼書」には、受診した病院の印（費用のかからないもの又は医師のサイン等）を押していただきますようお願い申し上げます。

又、薬の内容が分かる用紙を薬局からもらった場合には、その用紙（コピーでも可）も別途、添付をお願いいたします。印のない場合、お預かりできません。

何卒、ご理解ご協力をお願いいたします。

お 薬 依 頼 書

年 月 日

昭和保育園長殿

組名 _____

園児名 _____

保護者名 _____

与薬についての約束事項

- 薬は、医師の指示によるものであること（市販の薬はお受けできません）。
- 薬は一回分を、薬袋又は医師の指示ラベルの付いたビンにいらしてください。
- 与薬する日ごとに薬を担当に手渡ししてください。
- 受診した病院の印（費用のかからないものまたは医師のサイン等）を押して下さい。

1. 病 名 :

2. 受 診 した 病 院 :

3. 病院の電話番号 :

4. 受 診 日 : 月 日

5. 与 薬 時 間 : 食 前 食 後 そ の 他

()

6. 与 薬 の 種 類 : 錠 剤 散 薬 水 薬 軟 膏
点眼薬